

緊急事態措置に係る沖縄県対処方針（飲食店巡回）

【飲食店等への要請】

- ◆休業要請（酒類・カラオケ設備の提供停止）
- ◆営業時間短縮要請 5時から20時まで（酒類・カラオケ設備の提供停止）

対象施設

飲食店（宅配・テイクアウトを除く）

遊興施設・結婚式場等

- バー
- カラオケボックス・結婚式場等での食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店

非協力店舗

ホテルのラウンジ等

(1) 店舗への協力要請

(新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項)



(2) 状況確認



(3) 命令 (同法第45条第3項)

(4) 命令違反の確認

(5) 裁判所に命令違反を通知 (過料の通知)

(1) 店舗への協力要請

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「同法」という。）第45条第2項の規定に基づき、推定感染源としての割合が高い飲食（別添参照。「沖縄県におけるCOVID 19 発生状況について2020年3月1日～2021年7月2日確定分まで（沖縄県衛生環境研究所）」より抜粋）の場である県内の飲食店等に対して次の要請（以下、「当該要請」という。）を行っている。

◆休業要請（酒類・カラオケ設備の提供停止）

◆営業時間短縮要請 5時から20時まで（酒類・カラオケ設備の提供停止）

(2) 状況確認

主に情報提供及び委託業者からの報告を基に、当該要請に応じていない非協力店舗に対して文書による再度の要請を行う。その後も当該要請に応じていないことが確認できた場合には、命令に至る前に弁明の機会（行政手続法第13条第1項第2号）を与える。

(3) 命令（同法第45条第3項）

以上の手続を踏まえた上で、正当な理由なく当該要請に従っていない店舗には同法第45条第3項の規定に基づき、当該要請に従うよう命令（以下、「当該命令」という。）を発出する。また、同条第5項の規定に基づき、県ホームページにおいて施設の名称、住所地等の公表を行う。

(4) 命令違反の確認

当該命令発出後、命令違反をしていないか確認を行う。

(5) 裁判所に命令違反を通知（過料の通知）

当該命令後に継続的な命令違反が確認された店舗については、同法第79条の規定に基づき裁判所に通知を行う。その後は裁判所の判断により30万円以下の過料に科される場合がある。

推定感染源の推移 (2020年3月18日~2021年7月2日, n=20925*)

*無症状2009例,不明・確認中298例除く

	第1波 3/1-5/14		第2波 7/3-9/4		9/5-12/23		第3波 12/24-2/28		第4波前半 3/1-4/28		第4波後半 4/29-7/2	
	n	%	n	%	n	%	n	%	n	%	n	%
接待を伴う飲食	14	10.1	373	20.5	447	17.7	244	9.5	375	10.2	217	3.2
会食	26	18.7	236	13.0	578	22.9	569	22.1	950	25.9	1,244	18.6
家庭	25	18.0	469	25.7	560	22.2	603	23.4	979	26.7	2,105	31.5
職場	24	17.3	201	11.0	277	11.0	225	8.7	327	8.9	706	10.5
医療・介護	1	0.7	175	9.6	171	6.8	319	12.4	225	6.1	540	8.1
学校・保育所	0	0.0	82	4.5	57	2.3	113	4.4	36	1.0	385	5.8
県外	25	18.0	52	2.9	104	4.1	216	8.4	147	4.0	159	2.4
米軍	0	0.0	5	0.3	2	0.1	0	0.0	12	0.3	7	0.1
その他	2	1.4	0	0.0	10	0.4	20	0.8	25	0.7	57	0.9
不明	22	15.8	229	12.6	318	12.6	267	10.4	587	16.0	1,273	19.0
小計	139	100.0	1,822	100.0	2,524	100.0	2,576	100.0	3,663	100.0	6,693	100.0
調査中	0	0.0	13	0.7	112	4.2	74	2.8	286	7.2	716	9.7
計	139	100.0	1,835	100.0	2,636	100.0	2,650	100.0	3,949	100.0	7,409	100.0

*学校:保育園・学習塾・専門学校・語学学校等の教育施設含む

*県外:県外からの来県、県外への渡航歴、県外からの来県者との接触、を含む